

第 2 章 建築物等に関する基準

(建築物等に関する基準)

第 7 条 協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、及び意匠は法を遵守するとともに、次の各号に定める基準による。

- (1) 建築物の敷地は、協定締結時の別添区域図に示す区域とし、敷地は 1.0 Qm 以下には分別できないものとする。
- (2) 敷地の地盤面の高さは原則として協定締結時の地盤面を変更してはならない。
- (3) 建築物の用途は、一戸建て専用住宅とする。但し、次の (a) から (d) に掲げる用途を兼ねるもので、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものはこの限りでない。
 - (a) 日用品の販売を主たる目的とする店舗
 - (b) 理髪店又は美容院
 - (c) 診療所 (家畜等の診療を行うための施設を除く。)
 - (d) 事務所
- (4) 建築物の最高高さは 10m 以下とする。
- (5) 道路に面する垣又は柵の構造は原則として生け垣又はパイプフェンス等とし、コンクリートブロック塀等にする場合は、高さ 140cm 以下とし、極力パイプフェンス等を配置したデザインとすること。但し、門柱等はこの限りでない。
- (6) クーラーの室外機等については道路から極力見えないように設置すること。
- (7) 敷地内の空地は、植樹等により極力緑化に努めるものとする。
- (8) 建築物の色彩、形態及び意匠は良好な住宅地に調和するものでなければならぬ。